## 平成26年度新規事業

平成26年度新規事業				
事業名	26年度成果目標	目標設定の理由及びその水準の考え方		
(事業番号9) 労災疾病臨床研究補助金事業 <b>&lt;事業概要&gt;</b> 多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変	ア ウ ト 26年度第2回の検討会に カ ム て設定の予定 指 標	本事業は、研究ごとに評価委員会等で研 究成果について評価を受けるスキームを構 築中であり、このときの評価を、アウトカム指		
化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病については、新しい知見を見いだす必要があるため、労災疾病としての診断等における技術水準の向上を図ることができるよう、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究について、広く研究者を募ることとし、補助を行う。 (担当:労働基準局労災補償部労災管理課)	ア ウ ト プ 公募課題1件当たりの平 ッ 均公募数1.5件以上 ト 指 標	標において活用することを検討する。 補助事業の開始は10月を予定していること から、26年度目標設定は、26年度第2回の検 討会にて設定することとしたい。		
(事業番号24) 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進 <事業概要> ・企業等の安全衛生水準を評価するための基準について検討会を 開催し、検討を行う。 ・企業等が自社の安全衛生水準を自己診断できるようにするための コンテンツを作成し、ウェブサイトで公開する。	ア ウ ト 企業等の自己診断サイト カ へのアクセス数を1,000 ム 件以上とする。 指 標	平成26年度は事業運営のあり方を委員会で検討した後(平成27年1月を予定)に開始するため、初年度はまず、広報活動などを積極的に行い、より多くの企業の自社の安全衛生水準を確認してもらうことが、労働者の安全衛生の確保に資するため。		
・各労働局において企業等からの申請を受付け、評価基準に基づく 安全衛生水準の評価を行い、基準を満たす企業等を優良企業等とし て認定し、公表する。また、企業等が自社の安全衛生水準について の自己診断や労働局への申請を行う際の各種相談業務を実施する。 ・また、本事業を広く企業に周知するため、本事業のポスター及びパ ンフレットを作成し、本省及び各労働局で配布・周知する。 (担当:労働基準局安全衛生部計画課)	ア ウ ト ポスター(10,000部)及び パンフレット(20,000部) を配布する。 指 標			

事業名	26年度成果目標	目標設定の理由及びその水準の考え方	
(事業番号25) 労働災害減少のための安全装置等の開発に 関する調査研究 <b>〈事業概要〉</b> 業界団体等の中に「専門検討委員会」を設け、 小売業等に係る事業場や労働者を対象として、労	ア ウ 検討会において取りまとめる報告書に小 ト 売業等で多発している「転倒災害」、「墜 カ 落・転落災害」、「切れ・こすれ災害」それ ム ぞれの類型に対応した安全装置、保護 指 具等に関する内容を盛り込む。(3種類) 標	小売業で多発している災害類型に対応した	
働災害の防止に有効な安全装置等に関するニーズの収集を行った上で、現場で必要とされている安全装置等の開発について検討し報告書にとりまとめる。ニーズ調査に当たっては、実作業に基づく労働災害の防止に有効な安全装置等に関するアンケート等による情報収集などを行う。  (担当:労働基準局安全衛生部計画課)	ア ウ ト プ 専門検討委員会を4回実施する。 ト 指 標	安全装置、保護具等に関する内容を盛り込むことで、着実な調査の実施と将来の安全装置等開発に貢献する報告書の作成とした。	
(事業番号29-3) 職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化) <事業概要> 作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する	ア ウ ト 国際機関等からの依頼に応じた情報提 カ 供を20文書以上実施する。 指 標	我が国の被ばく管理規制に対する国際的な 信頼に資するという本事業の目的達成のため	
情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するほか、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、国連科学委員会(UNSCEAR)、国際原子力機関(IAEA)等の国際機関へ情報発信等を実施していく。 (担当:労働基準局安全衛生部労働衛生課)	アウ 平成26年度中に作成された東京電力福 ト 島第一原子力発電所関連の放射線被ば	には、我が国の施策等について国際機関等で の正しい認識を得ることが重要であり、平成25 年度における国際機関等からの要望を踏まえ て水準を定めた。	

事業名	26年度成果目標		目標設定の理由及びその水準 の考え方	
(事業番号38) 産業保健活動総合支援事業 <事業概要> メンタルヘルスを含む労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行う。 (担当:労働基準局安全衛生部労働衛生課)	アウトカム指標	本事業の研修が有益であった旨の評価 を利用者から80%以上確保する。	小規模事業場における労働者 の健康確保のため、当該事業場 における産業保健活動を支援す	
	アウトプット指標	産業保健総合支援センターにおいて、 事業者、産業保健関係者及び小規模事 業場の労働者等からの相談件数を 47,000件以上とする。	るには、産業保健スタッフ等への 取り組み方の研修等の実施が効 果的であり、有用な研修等の開催 を指標とした。	
(事業番号40) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化 <事業概要> 事業①:労働条件相談ダイヤル事業 夜間・休日に労働基準法などに関して相談を受け付ける、常設のフリーダイヤル電話相談「労働条件相談ダイヤル(仮称)」を設置する。 事業②:労働条件ポータルサイト事業	アウトカム指標	事業①:相談ダイヤルの利用者に対して満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。事業②:ポータルサイトの利用者に対してアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。事業③:大学等において実施するセミナーの受講者にアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。	事業①は、適切な相談対応が 行われているかを確認するため、 利用者の満足度を指標とし、70% 以上から満足であった旨の回答 を得る。 事業②及び事業③については、	
労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた「労働条件ポータルサイト(仮称)」を厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。 事業③:大学生等を対象とした労働条件セミナー事業大学等でのセミナーを全国で開催することにより、就職前の大学生等に対して法令等の周知を行う。 (担当:労働基準局監督課)	アウトプット指標	事業①:1月平均2,000件以上の相談を 受け付ける。 事業②:ポータルサイトへのアクセス件 数を1月平均15,000件以上とする。 事業③:大学等でのセミナーを全国で21 回以上開催する。	利用者のニーズに合った情報を 的確に発信することが重要である ことから、利用者にとっての有用 性を指標とし、80%以上から有用 であった旨の回答を得ることを目 標とした。	

事業名	26年度成果目標		目標設定の理由及びその水準の考え方
(事業番号77) 雇用労働相談センター(仮称)設置経費 <事業概要>	アウトカム指標	雇用労働相談センターの設置、運営事業 については、国家戦略特別区域法に基 づく特別区域会議の設置、特別区域計画 の作成の状況等を踏まえ、今後、事業の 内容に応じて成果目標を設定。	
国家戦略特別区域法に基づき、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、「雇用労働相談センター(仮称)」を設置する。なお、雇用労働相談センターの設置、運営事業については、国家戦略特別区域法に基づく特別区域会議の設置、特別区域計画の作成の状況等を踏まえ、今後、事業の内容が決定される。  (担当:労働基準局労働条件政策課)	アウトプット指標	雇用労働相談センターの設置、運営事業 については、国家戦略特別区域法に基 づく特別区域会議の設置、特別区域計画 の作成の状況等を踏まえ、今後、事業の 内容に応じて成果目標を設定。	雇用労働相談センターの設置、運営事業については、今後指定される特別区域ごとの特別区域計画に基づき、事業内容が調整されるため、アウトカム指標については、現時点で設定することができないことから、今後、事業の内容に応じて設定する。